

■四ツ谷のげんばから■



自分の部屋よりビジネスホテル？

区役所保護課の窓口に、Aさんが相談に来ました。

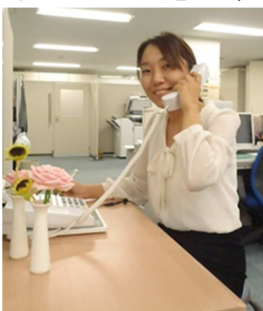
- ・Aさんは、昔から家計の管理が苦手で、生活費が不足するたびにカードで借りていました。
- ・そのうえ、どうしても整理整頓ができず、アパートの部屋は物とゴミとで溢れかえってしまい、とても暮らせるような部屋ではなくなっていました。
- ・仕方がないので、Aさんは近所のビジネスホテルで寝泊まりすることにしました。いままでの家賃・生活費に加えて、ホテルの料金も支払うことになったので、Aさんの手持ちのお金は早々に底をつき、家賃も払えなくなっていました。Aさんの携帯の着信履歴は、大家さんからの催促の電話でいっぱいです。
- ・家賃を二重に払っているような今の生活は、アパートを解約してしまえば改善しますが、解約のためには部屋を片付けなければならず、それには何十万円もかかってしまいます。
- ・窓口で話を聞いた支援員さんは、どこから手を付けたらよいだらうと思ひ、ホットラインに問い合わせることにしました。

ホットライン担当の弁護士は、法律相談の窓口を案内し、後日、Aさんの法律相談を受けた弁護士は、Aさんの借金や滞納家賃の額から、自己破産として受任することにしました。

弁護士はアパートの大家さんに会いに行き、Aさんが自己破産をする予定であること、解約のための片付け代も当分払えそうにないということを説明しました。大家さんは驚いていましたが、Aさんが払えるようになるまで待つよりも、早く解約して次の人を入居させた方が良いということで、片付け代を負担してくれることになりました。

大家さんに片付け代を負担してもらい、Aさんはアパートを解約することができました。新しいお家に入ったAさんは、また同じような状態にならないように、今後の家計の管理や生活について、支援員さんからのアドバイスを受けているそうです。

どこから手をつければ良いか分からないような問題でも、解決の糸口を探すお手伝いをすることができます。お気軽にお問い合わせください。 ※このお話は実例を参考にしたフィクションです。



■ホットラインご利用のご案内■

当事務所では、常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に¹電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する業務のなかでお悩みのこと²がございましたら、ぜひご利用ください（個人名等をお話しいただく必要はございませんので、まずはお気軽にお問い合わせください）。

- ご利用時間帯 平日 10:00～17:00
- お問い合わせ先電話番号 **0503383-0202**
- よくあるお問合わせ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など³

¹ 支援を受けておられるご本人からの直接のお電話には対応できません。ご本人からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は<http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html>をご参照ください。

² 最終的にはご本人（被支援者様）のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承下さい。

³ ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。